

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

| 事例類型 | 必要となる福祉用具 | 事例内容（概略） |
|----------|---|--|
| I 状態の変化 | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト | パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト | 重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 |
| II 急性増悪 | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動リフト | 末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。 |
| III 医師禁忌 | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 | 重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 | 重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 | 重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 |

| 事例類型 | 必要となる福祉用具 | 事例内容（概略） |
|--------|----------------|--|
| Ⅲ 医師禁忌 | ・床ずれ防止用具・体位変換器 | <p>脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。</p> |
| | ・移動用リフト | <p>人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。</p> |